

【第2弾】中小企業等事業継続応援支援金を給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等事業継続応援支援金とは

下記の「対象となる方」に、業種及び減収割合に応じて支援金を給付するものです。

◆対象となる方は

次のすべてに該当する方

1. 市内に店舗、事業所等を有し、下記対象となる事業を営んでいる中小事業者の方
※複数の事業を行っている方は、前年の確定申告書または市県民税申告書「収入金額等」の欄の「事業」「給与」「雑」記載の金額を比較して、最も金額が大きい収入を主たる事業とします。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月間の平均売上が、前年同時期比で10%以上減収しており前年同時期の平均売上が給付金額の10万円を超えていること
※新規開業者は、令和2年10月から令和3年4月までのいずれか連続する3ヵ月の平均売上とその前月の売上を比較します。
3. 令和3年度一般廃棄物処理事業者等事業継続支援金の給付を受けていないこと

◆対象となる業種

①建設業 ②製造業 ③電気、ガス、熱供給、水道業 ④情報通信業 ⑤運輸業 ⑥卸売業、小売業 ⑦保険業 ⑧不動産業、物品賃貸業 ⑨学術研究、専門、技術サービス ⑩宿泊業、飲食サービス業 ⑪生活関連サービス業、娯楽業 ⑫教育、学習支援業 ⑬サービス業（他に分類されないもの 廃棄物処理業、自動車整備業など）【日本標準産業分類表 参照】

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。

◆給付額は 1事業者につき 10万円

◆飲食店等への追加給付

※以下、(1)及び(2)の業種に限る

- (1) 市内に店舗を有する飲食店及びその他の生活関連サービス業のうち結婚式場業
前年同時期比 20～29%減収 10万円
前年同時期比 30～39%減収 20万円
前年同時期比 40～49%減収 30万円
前年同時期比 50%以上減収 40万円
- (2) 市内に事業所を有する運転代行業
前年同時期比 20%以上減収 10万円

◆申請期間は

令和3年4月5日から5月31日まで

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市ウェブサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇売上が減収したことがわかる書類
※前年の確定申告書等と収支内訳書、帳簿等の写しも必要
- ◇暴力団排除等に関する誓約書
- ◇その他市長が必要と認める書類

注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします(4月1日掲載予定)。

注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、支援金の返還を求めることがあります。

【期間延長】 農業者向けの資金融資利子補給事業



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農業者向け資金融資利子補給事業とは

新型コロナウイルス感染症により、農業経営に影響を受けた農業者が、新みやぎ農業協同組合から融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

◆対象となる方は

令和4年3月31日までに「アグリエール資金(新型コロナ対策)」の融資を受けた市内に住所を有する農業を営む個人及び市内に所在する農業を営む法人並びに団体

◆利子補給内容は

基準金利2%のうち、0.5%を市が利子補給します。

◆利子補給期間は

アグリエール資金(新型コロナ対策)を借入した日から5年以内

◆申し込み方法は

お近くのJA新みやぎ栗っこ各支店融資窓口でお申し込みください。

詳しくは、JA新みやぎ栗っこ農業金融センター(☎41-0106)へ問い合わせください。